

循社第1122号  
令和4年3月15日

一般社団法人千葉県環境保全協議会長

千葉県環境生活部循環型社会推進課長  
(公印省略)

令和4年度産業廃棄物処理計画書等の提出について(通知)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃から御協力賜り厚くお礼申し上げます。さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項及び同法第12条の2第10項で定める多量排出事業者については、下記のとおり、同法第12条第9項等の規定による産業廃棄物処理計画書等の提出が義務付けられています。

つきましては、別添リーフレット「多量排出事業者による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理計画書等の報告制度について」を参考に、要件に該当する場合には、処理計画書等を提出していただく必要がございますので、貴会員(組合員)への周知をお願いいたします。

記

1 処理計画書等

- (1) 令和3年度産業廃棄物処理計画実施状況報告書【法第12条第10項】
- (2) 令和4年度産業廃棄物処理計画書【法第12条第9項】
- (3) 令和3年度特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書【法第12条の2第11項】
- (4) 令和4年度特別管理産業廃棄物処理計画書【法第12条の2第10項】

2 提出期限

令和4年6月30日(木)(郵送の場合、必着)

3 その他

- ・令和4年度から提出方法に電子メールを追加しましたので、詳細については、別添リーフレットを御確認下さい。
- ・産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の記載例を同封しました。なお、特別管理産業廃棄物処理計画書及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書については、千葉県ホームページからダウンロードしてご活用ください。

【担当】

千葉県環境生活部循環型社会推進課  
資源循環企画室 今川、村田

TEL: 043-223-2758 FAX: 043-221-3970

## 多量排出事業者による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物） 処理計画書等の報告制度について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第12条第9、10項及び第12条の2第10、11項の規定に基づき、**産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を多量に排出する事業者（多量排出事業者）**は、**処理計画書及び実施状況報告書**を提出することが義務付けられています。対象となる事業者及び提出方法は以下のとおりですので、該当する場合は提出をお願いします。

### 対象

- その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者で、
  - ・産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の前年度の発生量が1,000トン以上  
又は
  - ・特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が50トン以上  
→**産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書**を提出
- 前年度に産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書を提出した事業者  
→**産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画実施状況報告書**を提出

前々年度（令和2年度）の実績	前年度（令和3年度）の実績	今年度提出物	
		計画書	報告書
産業廃棄物の発生量が1000 t 以上 （特別管理産業廃棄物の場合は50 t 以上）	産業廃棄物の発生量が1000 t 以上 （特別管理産業廃棄物の場合は50 t 以上）	必要	必要
産業廃棄物の発生量が1000 t 以上 （特別管理産業廃棄物の場合は50 t 以上）	産業廃棄物の発生量が1000 t 未満 （特別管理産業廃棄物の場合は50 t 未満）	不要	必要
産業廃棄物の発生量が1000 t 未満 （特別管理産業廃棄物の場合は50 t 未満）	産業廃棄物の発生量が1000 t 以上 （特別管理産業廃棄物の場合は50 t 以上）	必要	不要
産業廃棄物の発生量が1000 t 未満 （特別管理産業廃棄物の場合は50 t 未満）	産業廃棄物の発生量が1000 t 未満 （特別管理産業廃棄物の場合は50 t 未満）	不要	不要

### 提出方法

- 以下「提出・問合せ先」を参照の上、いずれかの方法により提出してください。  
(押印は不要です。)

#### 〈紙様式〉

各1部を持参又は郵送

※写しの返送が必要な場合は、写しと返信用封筒を同封してください。書類の両面印刷・折り曲げ可。

#### 〈電子媒体（CD-ROM等）〉

CD-ROM等の電子媒体1部を持参又は郵送

#### 〈電子メール〉

PDFファイルを送信

※データ容量が3.5MBを超えると受信できないため、データ容量が大きい場合は分割してください。

#### 〈ちば電子申請サービス〉

県ホームページの「ちば電子申請サービス」から手続を実施

※PDFファイルで提出してください。

- 提出期限

令和4年6月30日（木）（必着）

【お知らせ】令和4年度から電子メールでの提出が可能となりましたのでご活用ください

## 提出・問合せ先

- 排出事業場の所在地が1つの地域振興事務所管内の場合  
→各地域振興事務所に提出・お問合せください。

名称	所在地	電話番号	メールアドレス	管轄する市町村
葛南地域 振興事務所	273-8560 船橋市本町1-3-1 フェイビル7階	047-424-8093	katunanenv3 @mz.pref.chiba.lg.jp	市川市、習志野市、八千代市、浦安市
東葛飾地域 振興事務所	271-8560 松戸市小根本7	047-361-2119	toukatsu-taryou @pref.chiba.lg.jp	松戸市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市
印旛地域 振興事務所	285-8503 佐倉市鏑木仲田町 8-1	043-483-1138	inb-taryou @mz.pref.chiba.lg.jp	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取地域 振興事務所	287-8502 香取市佐原イ 92-11	0478-54-7505	ktr-kankyo @mz.pref.chiba.lg.jp	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匠地域 振興事務所	289-2504 旭市ニ1997-1	0479-64-2825	kaiso-gomi @mz.pref.chiba.lg.jp	銚子市、旭市、匝瑳市
山武地域 振興事務所	283-0006 東金市東新宿17-6	0475-55-3862	sanbu-taryou @mz.pref.chiba.lg.jp	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
長生地域 振興事務所	297-8533 茂原市茂原1102-1	0475-26-6731	tyosei-kns @mz.pref.chiba.lg.jp	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
夷隅地域 振興事務所	298-0212 夷隅郡大多喜町 猿稻14	0470-82-2451	ism-kankyo @mz.pref.chiba.lg.jp	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房地域 振興事務所	292-0045 館山市北条402-1	0470-22-8711	awa-taryou @mz.pref.chiba.lg.jp	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津地域 振興事務所	292-8520 木更津市貝渕 3-13-34	0438-23-2285	kts-taryou @pref.chiba.lg.jp	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

- 排出事業場の所在地が市原市の場合  
○排出事業場の所在地が複数の地域振興事務所の管轄にまたがる場合（建設業等）  
○ちば電子申請サービスを利用する場合  
→環境生活部 循環型社会推進課に提出・お問合せください。

名称	所在地	電話番号	メールアドレス	管轄する市町村等
環境生活部 循環型社会推進課	260-8667 千葉市中央区 市場町1-1	043-223-2758	junkan-taryou @pref.chiba.lg.jp	①市原市 ②排出事業場の管轄が複数の地域振興事務所の管轄にまたがる場合（建設業等） ③ちば電子申請サービスを利用する場合

- 排出事業場が千葉市、船橋市及び柏市にある場合  
→各市役所に提出・お問合せください。

制度の詳細及び様式については、循環型社会推進課のホームページに掲載しています。  
ホームページ：<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/haishutsu/keikaku.html>

## <参考>

### 産業廃棄物排出量のとらえ方

産業廃棄物排出量とは、事業活動に伴って発生する産業廃棄物の量であり、有価物を含む全ての目的物以外の物のうち、何らの処理を加えず有償で売却したものの量を引いた量を指します。

【排出量のとらえ方】

- ① 生産工程の中で減量操作等を経て発生する場合には、その発生時点での量とする。
- ② 生産工程を経た後に事業場内にある施設等で廃棄物の処理（中間処理）が行われる場合には、その処理工程の前での量とする。
- ③ 自ら直接再生利用する、あるいは中間処理することにより発生した産業廃棄物を減量化・再資源化する場合については、その再生利用、中間処理の前での量とする。

### 処理計画書・実施状況報告書の作成単位

#### ①製造業等

千葉県内の事業場（千葉市、船橋市及び柏市を除く）ごとに処理計画書等を作成します。多量排出事業者に当たるかどうかは事業場ごとの排出量で判断します。

○処理計画書等を作成する場合、同一敷地内に関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、処理計画書等の中に関連会社の事業場から生ずる産業廃棄物の処理を含めることができる。

○また、事業者が千葉県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く）に無人施設等の複数の関連施設を設置している場合であって、それらの施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している場合には、それらの施設を含めて多量排出事業者に該当するかどうかの判断を行い、処理計画書等の作成はそれらの区域内の施設を管理している支店等が行うこととする。

#### ②建設業等

千葉県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く）の作業所（現場）を管理する支店等ごとに処理計画書等を作成します。多量排出事業者に当たるかどうかは、支店等が管理する各作業所からの排出量を合わせて判断します。

○処理計画書等を作成する際、同一敷地内の関連会社の事業場があり、一体的に産業廃棄物の処理を行っている場合には、作成する処理計画書等の中には関連会社の事業場から生じる産業廃棄物の処理を含めることができることとします。

○建設工事等における排出事業者には、元請業者が該当することとします。

### 千葉県 環境生活部 循環型社会推進課

電話：043-223-2758

HP：<https://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/haishutsu/keikaku.html>

お問い合わせは、各地域振興事務所（地域環境保全課）でも受け付けています。

\*「産業廃棄物管理票の交付等の状況の報告（マニフェスト報告）」は別の報告制度です。  
廃棄物指導課（電話：043-223-2757）へお問い合わせください。